

平成31年 第4回香芝市教育委員会会議(4月定例)会議録

日時 平成31年4月24日(水)
午前9時30分より
場所 香芝市役所5階 委員会室

〔出席者〕

教育長 村中 義男
委員(教育長職務代理者) 田中 貴治
委員 石原田 明美
委員 三岡 正美
委員 關野 英明

〔欠席者〕

なし

〔事務局〕

教育部長 福森 るり
教育部次長 澤 和七
教育総務課長 隈崎 倫夫
学校教育課長 廣見 敦志
こども課長 上平 直美
生涯学習課長(青少年センター所長兼任) 北口 和敬
市民図書館長 好川 雅章
教育総務課参事 田中 宏樹

〔書記〕

教育総務課主幹 松田 陽介

- 日程1 定足数の確認
- 日程2 開会の宣言

教育長 おはようございます。教育委員会会議(4月定例)を招集させていただきましたところ、委員各位におかれましては何かとお忙しいところでございますけれども、ご参集をいただきまして誠にありがとうございました。今回が平成最後の委員会でございます。いろんな思いを返しながらも慎重にご審議をいただきますようよろしく願いをいたします。それでは、定足数に達しておりますのでこれより平成31年第4回香芝市教育委員会会議(4月定例)を開会いたします。

- 日程3 署名委員の指名について

教育長 署名委員は、田中委員と石原田委員にお願いいたします。

教育長 前回会議録につきましては、委員の皆様方にその写しを配布いたしております。また、すでに署名委員のご署名をいただいておりますので、前回会議録の朗読につきましては、会議の円滑な進行を図るため省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないということで、前回会議録の朗読を省略いたします。

日程4 教育長の諸報告

教育長 では、日程に基づきまして、日程4の諸報告として、私から報告いたします。

前回3月28日の第3回教育委員会会議以降の私の動静についてご報告させていただきます。

29日は市教育委員会職員や市職員、また30年度をもって定年退職される3名の校長に辞令交付を行いました。3名の校長には、これまで長きに渡り奈良県のまた香芝市の教育の発展のためにご尽力を賜ったことへのお礼とご家族の協力があって今日の日を迎えられたこと、家族に感謝して下さいと申し上げました。

その後、県費教職員の人事異動発令通知書を各小・中の校長へお渡しさせていただきました。

31日は、私立いろは保育園の入園式に出席いたしました。年度が変わりまして、31年度4月1日は、市長室におきまして、4月異動に伴う辞令交付式に出席いたしました。その後、教育委員会所属の職員の承認、配置換え、そして新規採用職員に対しての辞令交付を行い、昇任したものには、それぞれの職での心得や、また新規職員には今後の活躍に期待しているという訓示をいたしました。

午後からは、新たに管理職となった教職員に辞令交付を行い、また、新たに本市に着任する県費教職員との対面式に出席しました。初任者の方に対し、まずは香芝の街をよく知ることから始めてほしい、そして分からないことがあれば先輩や管理職の先生へ聞いて欲しい。ただし、自分自身で出来ることがあれば全力で取り組んで欲しいというような訓示をさせていただきました。

2日は、市長とともに畿央大学の入学式に出席し、3日は市内各保育所の所長会が開催されました。令和元年の年であり、今までの既成概念にとらわれず、チャレンジする31年度にしましょうといった話をさせていただきました。

4日は、香芝警察署で交通安全協会香芝支部より新入生に対しランドセルカバーの贈呈式があり、ありがたく頂戴してまいりました。

8日は、適応指導教室すみれ教室の始業式に学校教育課長とともに出席し、目標を持ってがんばってくださいといった話をさせていただきました。

9日、10日、11日は各小学校・中学校・幼稚園・認定こども園の入学式及び入園式が挙行され、委員各位にもお忙しい中、ご出席いただき、またご祝辞を受けましたこと厚く御礼申し上げます。

また11日は、市議会の臨時議会が開催されました。議長には福岡議員が、副議長には上田井議員が選出されました。

12日は奈良県交通安全協会香芝支部よりランドセルカバーに続き、交通安全啓発用の巻き看板を頂戴いたしました。同日、校長会と園長会が15日には教頭会・主任会が合同で行われました。委員各位にもご出席をいただき新年度に向け訓辞をありがとうございました。

14日の日曜日は、ボーイスカウトの奈良県連盟葛城地区香芝連合会の総会が中央公民館で開催されまして、市長と私と生涯学習課長とともに出席いたしました。

17日は、4月1日より開設している「病児保育室ぽっぼ」の視察に行っていました。本市においては初めてとなる病児保育事業でありますので、保護者の期待に応える施設となるよう見守ってまいりたいと思います。

18日は、各学校で学力テストが行われました。今回、新しく校長になりました、五位堂、関屋、志都美、真美ヶ丘東のそれぞれの小学校と配置換えとなりました香芝西中学校を訪問し状況を確認させていただきました。新任校長のそれぞれの意欲の決意を感じた訪問となりました。

19日は30年度31年度の2カ年事業としております学校施設等長寿命化計画の中間報告会を開催頂き現在の進捗を確認いたしました。

21日の日曜日は、公民館開講のつどいが中央公民館で行われました。生涯学習課長も出席し、祝辞を述べさせていただいたところであります。

23日は香芝市青少年健全育成協議会理事会と奥村奨学会理事会が開催され出席いたしました。奥村奨学会では、今年度は市内から5名の生徒が奨学金給付を受けていただくこととなりました。

そして本日の第4回教育委員会会議となります。

以上、本日までの私からの諸報告でございました。何かご意見ご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。三岡委員。

三岡委員

失礼いたします。3点ほどございまして3月31日に私立いろは保育園の入園式にご出席していただいたということで、新しく出来た保育園なのでしょうか。少し詳しくご説明いただければと思います。それに合わせまして4月17日の病児保育室の所在地なども教えていただけたらと思います。あと、4月8日すみれ教室の始業式にご出席いただいたということで、すみれ教室の方は6月から福祉センターの方に移転ということでよろしかったでしょうか。

あと1点は感想なのですが、4月21日公民館開講のつどいに私も一般市民として参加させていただきまして、以前はモナミホールで大々的に開催されていたのですが、昨年から公民館のロビーや3階で行われるようになり、規模は小さくなりましたけれども、体験コーナーや各講座の案内のポスターがたくさん掲示され、公民館活動の内容が非常にわかりやすく紹介されており、式典自体も温かみがあるものでよかったですと思います。また公民館主催の講座もこれまでに無かったような、例えば男性のヨガや耳を傾ける傾聴であったり、メンタルトレーニング、親子でのパイ作りなど多岐に渡って魅力のあるものを企画していただいております。

私自身公民館活動に参加させていただいている中で他の利用者さんも指定管理者になって利便性もサービス面も本当に良くなったという声が多く届いていて、館内の掲示物であったり案内も非常に気を配られて分かりやすいものになり、また窓口のスタッフの方も丁寧な対応で、民間の力やノウハウを借りるとここまで変わるのだなと、民間が参入した本当に良い成功例だと思っております。すみません、長くなりました。以上です。

教育長

それでは、只今ご質問いただきました、まずいろは保育園の関係と病時保育室ぽっぼの関係をこども課長お願いします。

こども課長

では、いろは保育園についてご説明をさせていただきます。いろは保育園は昨年度ま

では企業主導型という認可外の保育所でありました。場所は五位堂駅の南側でございます。社会福祉法人慈傳会というところが経営しております。そこは老人の高齢者サービス住宅の中に入っている保育園でした。それがこの平成31年4月1日から認可のいろは保育園となりました。定員は40名でございます。4月1日現在13名のお子さんが利用されております。

続きまして、病児保育施設ぼっぼについてご説明させていただきます。病児保育施設ぼっぼは、旭ヶ丘にあります、かわしまクリニックという病院の先生が開院しておられます。場所はかわしまクリニックの道を挟んで向かいになります。

病児保育室になりますので病気の治療中とか医療機関に入院しないお子さんが利用されるのですが、働いているお母さんとかが保育が出来ないお子さんが利用される施設となっております。

時間は午前8時から午後6時までです。定員は6名となっております。利用できる年齢は6ヶ月から小学6年生までとなっております。利用料は1日2,000円となっております。

病院の病児室の間取りですが保育室が1部屋、隔離室が3部屋、2階には勉強ルームという小学生が利用されますのでその部屋を設けております。

因みに参考ですが登録者の人数は昨日までで120件、利用者は18名と聞いております。利用された内容に関しましては風邪、溶連菌、インフルエンザ等で利用されたと聞いております。利用方法になりますが、事前に登録をしていただき、その後、利用するというのを予約していただき、かわしまクリニックにて診察を受けていただき病児保育室ぼっぼへの入室となっております。以上でございます。

教育長 ありがとうございます。続きまして、すみれ教室の移転につきまして学校教育課長お願いします。

学校教育課長 失礼します。適応指導教室すみれ教室につきましては7月から移転という形で今のところ予定をしております。総合福祉センターの1室を改装しまして開室する予定となっております。

尚、始業式につきましては2名の小4児童小5児童が参加しました。予定では1名だったのですが、行きにくいということで急遽2名になりましたが、その児童につきましても今は学校へ行ったり、適応指導教室へ行ったりとそういった状況でございます。以上です。

教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。石原田委員。

石原田委員 4月19日の学校施設等長寿命化計画について何か共有していただけるようなことがあればお願いいたします。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 失礼いたします。今、お尋ねいただきました、学校施設等長寿命化計画ということなのですが、先ほど教育長室に入っていた時に右手の壁に大きな表が貼ってあったのですがお気づきいただけましたか。各学校で造った年度が違うのではありますが、さ

らに細かいことを言いますと、棟ごとにも違います。その老朽の程度も棟ごとに違います。今後、従来大規模改修という形で大きくやってきたのですが、そういったものも、より細かく状況を見ながら管理していくため、長くは30年40年先までも見据えた中での計画です。

今現在まだ中間報告ということでございまして、出来上がっている状態ではございません。今年度末での完成を目指しているところなのですが、その内容につきましては今申しあげました細かい棟ごとの老朽等の状況の把握、今後どう管理していくかということでございます。以上です。

教育長 私の部屋に貼っております。また後で確認をお願いします。他にございますか。それでは質問等が他にないようですので、日程5に進みたいと思います。

日程5(1) 市長と教育委員会との地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について

教育長 では、案件(1)承第4号「市長と教育委員会との地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について」を事務局より説明をお願いします。教育総務課長。

教育総務課長 失礼いたします。只今提案になりました承第4号「市長と教育委員会との地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について」の提案理由をご説明申し上げます。添付資料参考資料の1ページをご覧ください。平成31年3月25日付け香企749号におきまして香芝市長より香芝市教育委員会の事務の補助執行に関する協議があり、平成28年12月21日付けの協議書から、こども、若者育成支援に係る連絡調整に関するこの項目を削除するというものでございました。本来であれば教育委員会会議を開催して議決を受けるところでございしますが、会議を招集する暇が無かったため平成31年4月1日付けで教育長による臨時代理を行いました。よって香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第4条第2項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。何卒、慎重ご審議の上、原案承認賜りますようよろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご意見ご質問等ございますか。田中委員。

田中委員 この、「こども、若者育成支援に関する」という部分なのですが、具体的にはどういう内容のものだったのかご説明をお願いいたします。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 失礼いたします。具体的に申し上げますと従来青少年センターで行っておいまして、いわゆるニート、ひきこもりの若者等に対します相談業務ということでございます。

教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。關野委員。

關野委員 その項目でなぜ削除をするのかの理由を言われていなかったと思います。お願いします。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 はい、理由を申し上げますと従来青少年センターで行っていたものが、今年度より

福祉部の児童福祉課において行われる、つまり担当課が替わったということでございます。なぜ担当課が替わったのかということなのですけれども、ニート、ひきこもりという言葉自体はよくご存知いただいているかと思うのですけれども、そもそも国が想定していたのは中学校卒業からおおむね39歳程度の方を、ニート、ひきこもりとされていたわけなのですが、実際に相談業務をやっていく中で50代の方もおられる。また80、50問題という、80歳の親が50代の子どもを養育するというような問題もでてきています。その中でいわゆるニート、ひきこもりといったものが青少年の枠組みに納まってこなかったということで、もっと大きく範囲を広げて考える必要があるのではないかとということで福祉部と協議をいたしまして業務を移管したということでございます。

教育長 石原田委員。

石原田委員 少し細かいことになってしまうのですが、今青少年という言葉でご説明いただいたのですが、そうなりますと子どもという言葉がありますが、子どもの育成支援に係る部分もあちらに移ったということになるのでしょうか。その場合、福祉と教育の連携等々どうなるのかなということが少し気になりました。よろしくお願いします。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 失礼いたします。基本的に従来青少年センターで持っておったその部分だけということでございます。意図としてはそういうことでございます。

教育長 石原田委員。

石原田委員 そうなると教育の部分が担当している子ども支援という部分は、この文章が移動してしまったことによってどうなるのかということを確認させていただければと思います。

教育長 教育部長。

教育部長 今、隈崎課長の方から申しあげましたように、この子ども若者育成支援という語句が指す事業と申しますのは、基本的にはニート、ひきこもりを対象とする相談事業と、その際にこれについては協議会を設けて、教育部門だけに関らず、広く地域や福祉の担当所管と連携する協議会を設けているわけでございますけれども、その主管課が教育から福祉に変わったということでございます。もちろんこの事業に関わるものについては教育も連携をしながら進めていくというところで、主にその事業の担当が教育から児童福祉に替わり、実際は社会福祉協議会が相談事業を引き受けておりまして子どもも含めて教育部分が広く関わっていくというところでございます。

ニート・ひきこもりといいますが切れ目がございませんのでそういったところで私どもとしましては就学期にあるお子さんが不登校等の状況にある、さらには進学はするけれども、また途中で退学してしまって学び直しをするといったようなところに関しましては私どもも深く関わってまいりますので、決して縁が切れたというわけではなくて、主管するところが教育から福祉に移ったというところで、福祉的要素が強くなったとはいえ、教育もしっかりと関わっていくというところでございますのでご安心いただければと思います。以上です。

教育長 他にございませんか。ないようでございますので質疑を打ち切ります。本案につきましてはご異議ないでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようでございますので原案のとおり、承認することといたします。

日程 5 (2) 香芝市学校運営協議会の設置並びに委員の委嘱及び任命に関する報告並びに承認について

教育長 続きまして、案件 (2) 承第 5 号「香芝市学校運営協議会の設置並びに委員の委嘱及び任命に関する報告並びに承認について」を事務局より説明をお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 失礼します。只今提案になりました承第 5 号につきまして提案理由を申し上げます。本案は平成 31 年 4 月 1 日より香芝市立下田小学校、同関屋小学校、同香芝中学校及び、同香芝西中学校に学校運営協議会を設置することにつきまして、香芝市学校運営協議会規則第 3 条第 1 項の規定、設置に関する規定なのですが、それにより報告させていただきますとともに、学校運営協議会それぞれの委員の委嘱及び任命につきまして、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第 4 条第 2 項の規定により報告し、承認をお願いするものでございます。議案書の 6 ページから 8 ページをご覧ください。今回、委嘱及び任命を行う方は各校ごとに一覧にして記しております。推薦書は昨年度対象学校長に挙げてもらったもので、今年度に入って新たに相談、検討の上、出し直しをしていただいている都合上、間に合わず差替えという形をとらせていただいているところでございます。何卒、慎重ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

教育長 只今の説明につきまして、何かご意見・ご質問等ございますか。田中委員。

田中委員 具体的な名簿、お名前そのものことではないのですが、この名簿を少し見させていただきまして、1 つ感じたことが実はありまして、要件区分として 1 から 7 まで挙がっているのですが、強制ではないのですが出来るだけバランスよく、それと同じ用件の方がなるべく複数名入られているような形で選考していただける方が何かと色々な意見、色々な考え方が集約しやすいのではないかとというふうに少し感じた部分があります。

ただ、校長先生の異動であったり、PTA 役員さんが変わられるとか、いろいろとタイミング的に難しいことがあった結果だと思いますが、そういう部分を強制ではなく、あくまでも各学校でやっていただければよいのですが、多少留意していただけるような形の意見があったということをお伝え願えたらと思います。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 ご意見ありがとうございます。この名簿に関しましても、余談になるかもしれませんが、提出していただく様式に順じた形で推薦書を作らせていただいているところなのですが、要件区分を例えばですが、6 ページの「真田様」、それから「森田様」に関しては要件区分 5-1 とあるのですが、この方々どちらも現学校評議員ということで同じようなお立場でありながら要件区分の書き方が違っていたりと、その方によって役職を例えば 2 つ持っておられたりとか、そういったところもあるかなと思いますのでその辺りは学校と十分話し合いを進めながら、そういったご意見があるということをお伝えしていきたいと思っております。ありがとうございます。以上です。

教育長 他にございませんか。關野委員。

關野委員 この学校運営協議会とありますが、目的と今後どのような形で進んでいくのかと、コミュニティスクールとかそういうようなものを目指してということですか。よろしくをお願いします。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 失礼いたします。協議会の目的につきましては学校運営及び運営に関する支援に協議する機関としての設置という形をとらせていただいています。教育委員会と学校の権限と責任の下で保護者や地域住民の参画、あるいは支援協力を促進させていただくことにより、一体となって児童生徒の健全育成に取り組むということが大きな目的でございます。只今、コミュニティ協議会等との絡みもあるかと思いますが、その辺りはそれぞれ各校の実情に応じて精査し、相談し、各学校により良い形で展開していけるようにそれぞれ慎重に話し合いを進めていきたいと思っているところでございます。以上です。

教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。三岡委員。

三岡委員 失礼いたします。私も先ほどの田中委員のご意見と同じなのですが、やはり保護者の方も委員に入っていた方が学校の現状ですとか、子ども達の様子、課題なども実際に子どもを通わせている保護者の方、大変理解されていると思いますので、保護者の方がどなたも入っておられない学校もありますので、また今後の課題として検討していただきたいなと思います。あと、今回少し驚きましたのが下田小学校の方に香芝署の生活安全課の署員の方が入っただけということで、警察でしたら通学や、子どもの見守り、安全面、様々なトラブルに対しても専門家としての助言やサポートをしていただけるので、本当にありがたいことだと思っております。以上です。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 失礼いたします。ありがとうございます。学校によってはそれぞれ先ほど委員さんが仰っていただきましたようなバラつきがあると思いますので、その辺りもまた、こちらからも話をしていきたい、特に保護者の方にも入っただけということや警察の方にも積極的に関わっていただくということも大事にしていきたいと思っております。ありがとうございます。以上です。

教育長 他にご質問等ございませんか。ないようでございますので質疑を打ち切ります。それでは本案につきましてご異議はないでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようでございますので原案のとおり、承認することといたします。

日程5(3) 香芝市学校運営協議会委員の解任並びに任命及び委嘱に関する報告及び承認について

教育長 続きまして、案件(3)承第6号「香芝市学校運営協議会委員の解任並びに任命及

び委嘱に関する報告及び承認について」を事務局より説明をお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 失礼いたします。只今提案になりました承第6号につきまして提案理由説明を申し上げます。

本案は平成31年4月1日付けをもって二上小学校運営協議会委員の解任及び委嘱並びに任命につきまして香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第4条第2項の規定により報告し承認をお願いするものでございます。議案書の11ページと12ページをご覧ください。12ページの方からですが、今回解任を行う方は1名でございます。解任の理由は香芝西中学校長として要件区分6の職員として任命しておりましたがこの4月に異動で西中学校より市外へ転出されたため要件区分から外れるということで規則第15条委員の解任第1条第3号にあたり、解任するものでございます。また新たに委嘱を行うものが1名、任命を行う者が2名ございます。尚、任期につきましては解任を行う方の残任期間としまして平成31年4月1日から2020年3月31日までの1年間でございます。何卒、慎重ご審議の上ご承認賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

教育長 ありがとうございます。只今の説明につきまして何かご意見ご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。質問がないようでございますので打ち切ります。それでは本案につきましてご異議ないでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようでございますので原案のとおり、承認することといたします。

日程5(4) 香芝市立学校に係る部活動の方針に関する報告及び承認について

教育長 続きまして、案件(4)承第7号「香芝市立学校に係る部活動の方針に関する報告及び承認について」を事務局より説明をお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 失礼いたします。只今提案になりました承第7号につきまして提案理由を説明申し上げます。

本案は平成30年3月にスポーツ庁より策定されました運動部活動のあり方による総合的なガイドライン及び平成30年12月、これは文化庁からでございますけれども、策定されました文化部活動のあり方に関する総合的なガイドライン並びに奈良県よりこの度策定されました、奈良県部活動のあり方に関する方針、こちら参考資料の方につけさせていただいているところでございます。それを踏まえまして、本市生徒の健やかな成長や競技の負担軽減を図り、部活動がより一層有意義な活動となるための、指針として策定をいたしました香芝市立学校に係る部活動の方針につきまして香芝市教育委員会の権限の事務に属する一部委任及び臨時代理に関する規則第2条第1項第1号の規定に基づき、報告しその承認を求めるものでございます。

議案書の15ページをご覧ください。こちら、参考資料にございます奈良県部活動のあり方に関する方針に準じる形で体制の構築や整備、活動時間や休業日等について記載しておるところでございます。尚、そちらにも書かせていただいておりますが、校長は方針に則り毎年度学校の部活動に係る活動方針を策定することとし、その公表も

義務化しているところがございます。何卒慎重ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。以上です。

教育長 ありがとうございます。只今説明につきまして何かご意見ご質問等ございますか。關野委員。

關野委員 今の部活動の活動方針ですが、ホームページを見ました。中学校を見ましたら、それなりにちゃんと方針は出ておりました。ただ運動部がほとんどでした。文化部についてはあまりでていなかったような気がします。今後のことだとは思いますが、16ページの4番目ですが、すでに外部指導員を積極的にという部分で外部指導員の方は、もうすでにおられますか。今後ですか。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 失礼いたします。運動部に関しては昨年度方針をださせていただいて、ある程度できてきているのですが、部活動全体として4月に方針をださせていただきましたので、今後文化部につきましても随時、挙がってくるのではないかと思います。ありがとうございます。

それから、外部指導員でございますが、現在でいいますと積極的に活用するというところ、方針としてはあるのですけれども、中々今の現状としては予算的にも要求しておるところなのですが、通っていないという状況でございます。今後こういったことを進めていく上では積極的に活用できるようにしていきたいと思っております。以上です。

教育長 關野委員。

關野委員 その項目のところでは4番の一番最後ですね。「生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して」とありますけれども、大会を精査していただくこと、これは非常に大事なことだと思います。あとのことも関りますけれども、私も知り合いがおりまして、来週の火曜日から試験ですが、土曜日に記録会というものがあります。その試験が直前に迫っているのに記録会に参加するというクラブがありましたので、はっきりいいますと陸上部の記録会です。それが樫原の方であるといっていました。試験前にこういうことをするというのが、私も教師をやっていましたが、気になりました。

学校の行事予定を、記録会を主催する人がよく見ていて、その上で主催する日程を考えてもらえればと思います。少しそのような感じがしました。それから、5番の※印のところ。定期試験前後の一定期間等を休養日とすると、この一定期間というのは具体的な数字はないですけれども、学校によって学校の裁量でということでしょうか。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 ありがとうございます。試験が目前に迫っている中で、記録会というところは、主催者側も学校側も連携をとりながら進めていかないといけないのではないかと思います。市教委としましてはどちら側にも声かけしていきながら調整できるように声かけは進めていきたいと思っております。以上です。

それから、もう1点いただきました一定期間の休養につきましては地域や学校の実態がございますので、それぞれの学校独自の裁量の在り方だと思っております。以上です。

教育長 關野委員。

關野委員

私はこれが少し苦勞しました。その経験からなのですけれども、結局クラブの活動時間が平日2時間、休業日で3時間となっていますが、これが実際に守られているのかというチェックといいますか、それから、もしこれが守れなかった場合の罰則というのは、罰則規定はないようですが、その辺りが気になるのです。この月間8日以上で年間104となってくると何週で計算したらいいのですかね。ちょっとよくわからないのです。35週行っても、12で96になりますので9日10日もありうるという価値になりますので、しっかりと時間を守ってやらないと、部活動以外に他の活動を子ども自身が出来ませんので、私も保護者から話は聞くのです。あるクラブにおいては休みがないので中々大変だと、私の知り合いが子どもですが中学に入って、あるクラブに入ろうと思っていると。これは中々練習が厳しいと。そして、お母さんお父さんにも反対されているのですが、今一生懸命説得しているのだと、はっきり言いましたら合唱や吹奏楽部は激しい練習をしているみたいなので、その子も悩んでいました。どうしようかということです。その活動もしながら、他の活動もできるような形ができたならと、子どもにとってはそれが大事だと思います。

もう1点が運動部については暑さ、熱中症がものすごく気になりました。この熱中症についての内容は各学校でしっかりととらされる必要があると思います。環境省から暑さ指数というのがでています。私が現役の時は毎日それを見ていました。今日の暑さ指数はどうかと、注意だとか厳重注意だとかいろんなことがありました。その辺の対策もしっかりとしないといけないのではないかと思います。

あと、もう1つですが、あるクラブで午前中に練習をして午後は自主活動だというクラブがあると、この間保護者から聞きました。自主活動も練習時間帯に含めるのかどうか。自主活動に参加しなかったらプレイヤーにはなれないとか、そういう妙な規定というのは縛りがでてくるのではないかと思います。私も聞いた話です。以上です。

教育長 教育部長。

教育部長

いろいろと部活動の方針についての意見をいただきまして本当にありがとうございます。まず外部指導員のことについては先ほど、学校教育課長から申しました。現在香芝市が雇用する外部指導員については、まだ実現できていないところではございますが、運動部、文化部合わせて地域のボランティアの方々などが学校の顧問の管理の下で活動されているということはたくさんございます。例えば香芝北中学校でもホームメイキング部などについては生け花など地域の方が来られています。剣道や卓球、ソフトテニスなど様々な運動部活動にも地域のOBの方々などがボランティアとして参加されているという状況もございます。

ただ職として部活動指導員を今後は部活動の顧問の負担軽減のために積極的に導入していきたいという思いはございますので、それについてもまたご支援をお願いしたいというふうに思っております。

また、部活動の今の実態でございますけれども、私共は月次でその実態を報告させております。ですので、ここに定めております休養日が実際守られているかという確認をしているわけでございますけれども、昨年度の実績でいいますと、県下でこの週2日休養するというのをきちんと守れていることの割合につきましては、県下で1番守っておりましたので、そういう意味では自主活動という名前で、その抜け道でいいますか、そういうことになっていないように再度学校と共有をさせていただきたいと思っております。

また、ご心配ありました熱中症につきましても特に中学校については各部活動が、それぞれの熱中症計を保有しておりまして危険な場合には、それを回避するような手

立てもとっておりますし、また水分補給などの適時の休養等、学校の方は非常に慎重に対応していると思っておりますけれども、またこの今の時期、非常に昨日一昨日と暑かったこともございまして県下の熱中症も既にでてしていると聞いておりますので、改めて学校にはそういったこともないように私共の方から指導して参りたいと思っております。本当に部活動が非常に熱心な香芝市でございまして、保護者の期待も非常に大きい、そして子ども達もそれをやりたいという思いもある一方で先ほど關野委員からご指摘がありましたように、やはり部活動以外の活動を、家族との時間も含めてどう保障していくかのバランスについては本当に難しいなと思っております。学校と保護者がしっかりと話をしながら1番に子ども達にとっていい部活動であるように方針に基づいて私共もしっかりと支援をして参りたいと思っておりますのでご理解の方よろしくお願いいたします。以上です。

教育長 他にご質問等ございますか。
質問がないようでございますので質疑を打ち切ります。
それでは本案につきましてご異議ないでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようでございますので原案のとおり、承認することといたします。

日程5(5) 香芝市いじめ・不登校等対応委員会委員の委嘱及び任命に関する報告及び承認について

教育長 続きまして、案件(5)承第8号「香芝市いじめ・不登校等対応委員会委員の委嘱及び任命に関する報告及び承認について」を事務局より説明をお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 失礼いたします。只今提案になりました承第8号について提案理由を説明申し上げます。本案は平成31年4月1日付けをもって平成31年度の香芝市いじめ・不登校等対応委員会委員の委嘱及び任命につきまして香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任臨時代理に関する規則第4条第2項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。議案書の19ページをご覧ください。今回、委嘱及び任命を行う方は前回同様8名となっております。尚、任期につきましては平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年間となっておりますのでございます。何卒、慎重ご審議の上ご承認賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

教育長 ありがとうございます。只今の説明につきまして何かご質問等ございますか。關野委員。

關野委員 いじめ・不登校の対応委員会ですけれども、各学校にいじめ対策委員会だとかありますね。それとこの委員会との兼ね合いといいますか、連携していく形だとは思うのですけれども、その辺りのことをお聞きしたいです。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 失礼いたします。対応委員会との各校の委員会との関係ということですが、この委員会については対応委員会でございますので臨機に開設するようなどころもあるのですけれども、通常でしたら1学期の子ども達の様子からヒアリングを行いま

して、8月頃に今のところは開催の予定となっております。そのヒアリング時にそれぞれの学校の委員会や部等から吸い上げる際に関ってくるかなと思っております。以上です。

教育長 關野委員。

關野委員 あともう1点ですけれども、いじめの基本方針みたいなものがありますけれどもこれのホームページに掲げるといふのが必要だと思います。ちょうど学校の方も4つの中学校で調べました。きちりといじめの対応方針をだしているところと、だされていないところがあります。ある学校では方針もしっかりなって、組織図もしっかりだしておられると、そういうところがあると思いますが、やはり学校としてはいじめの基本的な方針、これはだす必要があると思います。全中学校が一律にだす方がいいと思います。

教育長 他にご質問等ございませんか。石原田委員。

石原田委員 すみません。こちらは私の方で事前に調べておくべきことだったのですけれども、今回このメンバーの方にお2人大学関係の方が入ってらっしゃいますが、こちらの先生方の専攻を改めて確認させていただきたいのと、どうしてその専門の分野の方がこの委員のメンバーになってらっしゃっているのかということで、委員会の位置づけがはっきりするかと思いますので確認させて下さい。よろしくお願ひします。

教育長 教育部長。

教育部長 失礼いたします。島先生ですけれども、島先生について教育学部ということでご専門は基本的には道徳を専門になさっております。

そして高橋先生でございますけれども、この方は臨床心理を専攻されてございまして、スクールカウンセリングも含めて香芝市では心のケアの事業にも参加して下さっています。特にいじめ・不登校などで学校が様々な対応をいたしますし、重大事案などにつきましてもそれぞれの見地で学校の対応の仕方ですとか保護者への対応の仕方といったところにご助言をいただく方たちでございます。

先ほど、關野委員のお話にもございましたいじめ・不登校の対応委員会は、これは委員会の組織でございますけれども各校にそれぞれ設けてございまして、いじめを認知するかどうかの確認を担当だけで判断せず、全ての事案について学校で審査をし、その内容がこちらの委員会に挙がって参りまして検証するという機能もございまして学校と連携をしながらいじめ・不登校の対応を誤りのないよう進めていっていると、そういった状況でございます。以上です。

教育長 石原田委員。

石原田委員 丁寧な説明ありがとうございました。先ほど、ニートひきこもりの件で、主管が福祉の方に移ったという話があったことを踏まえてなのですけれども、やはりこちらは教育色がとても強い委員会であるというところで、いじめは教育の問題でニートひきこもりは福祉の問題なのかというところがありますから、今後これがどのようになっていくのかなというところが、すごく関心のあるところではないかと思ひます。今はあまりにも教育という枠組みになった委員会になったのかなと感想としては思ひました。以上です。

教育長 他にご質問等ございませんか。ないようでございますので質疑を打ち切ります。

それでは本案につきましてご異議ないでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようでございますので原案のとおり、承認することといたします。

日程5(6) 香芝市社会教育委員の委嘱に関する報告及び承認について

教育長 続きまして、案件(6) 承第9号「香芝市社会教育委員の委嘱に関する報告及び承認について」を事務局より説明をお願いします。生涯学習課長。

生涯学習課長 失礼いたします。只今提案になりました承第9号「香芝市社会教育委員の委嘱に関する報告及び承認について」の提案理由を説明させていただきます。
香芝市社会教育委員に関する条例1条及び第2条第2項の規定により平成31年3月31日の任期満了に伴いまして次の方を、平成31年4月1日から令和3年、2021年でございますけれども、3月31日までの期間委嘱いたしましたので香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第4条第2項の規定により報告させていただき、承認を賜りたいと存じます。
内容でございますが、議案の21ページでございます。まず学校教育関係者といたしまして市校長会から香芝北中学校長、新 昌弘様。社会教育関係者といたしまして助定 雅章様、同じく坂本 和子様、三輪 雅也様、田中 ひろみ様、中村 昌平様、川崎 幸三様。家庭教育関係者といたしまして山口 奈々子様、沖本 可奈様。青少年教育関係者といたしまして三本 晴伸様、三谷 久一様。学識関係者といたしまして宮村 裕子様。以上12名の方に委嘱の臨時代理処分を行ったものでございます。
新 昌弘様、中村 昌平様、川崎 幸三様、沖本 可奈様、宮村 裕子様につきましては今回新任でございます。他の7名の方につきましては再任となっております。
尚、この後2名の委嘱を予定してございます。公民館運営審議会の会長と市PTA連絡協議会の会長につきましてはそれぞれ審議会及び総会で会長を決定いたしましたら改めてご報告をさせていただきたいと存じております。何卒、慎重審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。只今の説明につきまして何かご意見ご質問等ございますか。關野委員。

關野委員 これについては私もピンときていないのです。社会教育委員ということが、ピンときていません。学校教育以外の社会教育に関することだと思います。それで、社会教育の行動だとか住民の声を聞いたりだとかいろいろな形があるとは思いますが、具体的にはどのような行動がありますか。少しその辺を教えてください。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 失礼いたします。社会教育委員の役割でございますけれども、社会教育全般に渡りまして地域の実情等にに応じた社会教育施策の実現に向けた助言等をいただくことが役割としてございます。具体的なことでいいますと、例えば香芝市の中で公民館活動であるとか文化財の活動であるとか、あるいは青少年の育成的な活動である

とか、そのようなことを地域社会での教育活動におきまして行政の行う社会施策に対してのご提言であるとか、ご意見等を頂戴するような役割でございます。以上です。

教育長 他にご質問ございますか。田中委員。

田中委員 今回新任で学識経験者として宮村 裕子さんが名簿に入っておりますが、少しプロフィールといたしますか、その辺りをご説明願えたらと思います。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 失礼いたします。宮村 裕子様でございますけれども、畿央大学の教育学部の現代教育学科の准教授でございます。専攻分野といたしましては教育、行政学、社会教育行政を専門にされておりました研究テーマといたしましては、主に学校地域間での効果的な連携支援に関する研究であるとか社会教育行政における連携等をテーマとされております。以上です。

教育長 よろしいでしょうか。他にご質問等ございませんか。
ないようでございますので質疑を打ち切ります。
それでは本案につきましてご異議ないでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようございますので原案のとおり、承認することといたします。

日程5(6) 香芝市公民館運営審議会委員の委嘱に関する報告及び承認について

教育長 続きまして、案件(6)承第10号「香芝市公民館運営審議会委員の委嘱に関する報告及び承認について」を事務局より説明をお願いします。生涯学習課長。

生涯学習課長 失礼いたします。只今提案になりました承第10号「香芝市公民館運営審議会委員の委嘱に関する報告及び承認について」の提案理由を説明させていただきます。

香芝市公民館条例第4条及び第5条の規定によりまして平成31年3月31日の任期満了に伴いまして、次の方を平成31年4月1日から令和3年3月31日までの期間委嘱いたしましたので香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第4条第2項の規定により報告させていただきます承認を賜りたいと存じます。

その内容でございますけれども議案23ページでございます、まず学校教育関係者といたしまして市校長会から香芝北中学校長、新 昌弘様。社会教育関係者といたしまして大道 正一様、同じく高谷 みえ子様、能見 直英様、岡田 紀郎様、中瀬 弘様、金春 一義様。家庭教育関係者といたしまして、相川 江美子様、同じく鎌田 加恵様。学識経験者といたしまして石田 宏一様。以上10名の方に委嘱の臨時代理処分を行ったものでございます。新 昌弘様、岡田 紀郎様、中瀬 弘様、金春 一義様は新任でございます他6名の方につきましては再任となっております。何卒、慎重ご審議いただき、原案承認賜りますようお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。只今の説明につきまして何かご意見ご質問等ございます

か。

よろしいでしょうか。質問がないようでございますので質疑を打ち切ります。
それでは本案につきましてご異議ないでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようでございますので原案のとおり、承認することといたします。
暫時休憩します。

(午前10時40分 休憩開始)

(午前10時41分 休憩終了)

教育長 休憩を解いて、再開します。

日程5(8) 香芝市教科用図書選定委員の委嘱又は任命について

教育長 続きまして案件(8)議第11号「香芝市教科用図書選定委員の委嘱又は任命について」を事務局より説明をお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 失礼します。只今提案になりました議第11号「香芝市教科用図書選定委員の委嘱又は任命について」の提案理由説明を申し上げます。

本案は2020年度使用教科用図書選定委員の委嘱又は任命について、香芝市附属機関設置条例別表第2の規定により本委員会にお諮りするものでございます。

選定委員としてお諮りする方々につきましては議案書の25ページに記載しております。また、参考資料7ページの方には選考にあたり、各委員の詳細につきまして、さらには8ページには今後の選定の流れを記しておるところでございます。7ページ上部に書かせていただいているのですが、本年度の選定につきましては2020年度から小学校の新学習指導要領が全面実施されることによる協会図書の選定であることを踏まえ、小学校教育全般に関して豊富な知見を有する方を選考しております。さらには中学校教育用図書の採択外の時期にもあたりますので中学校教育に関しても豊富な経験、知見を有する方を選考しておるところで、お知りおきいただければと思います。何卒慎重審議の上ご承認を賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

教育長 ありがとうございます。只今の説明につきまして何かご意見ご質問等ございますか。關野委員。

關野委員 今の教科用図書選定委員、このメンバーですけれども、それぞれの現場で働いている先生方の意見や考えを吸い上げるとかそういうことは、なさっているのですか。その辺が気になりました。それから8ページのところの今後の流れというところで6月中に調査委員の任命とありますが、これはどういうことなのでしょう。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 失礼いたします。1点目の質問と2点目の質問、同時にお答えさせていただくことになるかと思うのですが、それぞれ各教科の、例えば教科等研究会等に属しており、それぞれの教科に、ある程度一定有識のある現場の教員につきまして、それぞれに2名から3名任命をさせていただいて、その方々に中心になって選定用の資料を作成していただくという流れをとっています。そして、その選定用の資料をこの選定委員会で見ながら、協議、審議していくといったような流れになるというところがございます。失礼します。

教育長 關野委員。

關野委員 選定される各先生方が調査委員という形になるのですか。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 失礼します。選定する方は違い、あくまでも選定のための資料を作るのが調査委員ということでございます。

教育長 よろしいでしょうか。他にご質問等ございませんか。
質問がないようでございますので質疑を打ち切ります。
それでは本案につきましてご異議ないでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようでございますので原案のとおり、可決することといたします。

日程5(9) その他

教育長 続きまして、案件(9)その他として各課より報告があればお願いします。
ないようでございますので次回の教育委員会会議の日程を決めたいと思います。次回の令和元年第5回教育委員会会議は5月29日、水曜日の予定でお願いしたいと思います。午後2時からの予定でお願いをしたいと思います。
本日の案件は全て終了いたしました。長時間にわたりまして、慎重ご審議をいただきましてありがとうございます。これをもちまして平成31年第4回教育委員会会議を閉会といたします。お疲れ様でございました。

(午前10時48分 閉会)